

獨協大学図書館・草加市立中央図書館協力実施要領

(目的)

第1条 この実施要領は、獨協大学図書館（以下「甲」という。）と草加市立中央図書館（以下「乙」という。）の協力に関する確認書に基づき、甲の所蔵する資料及び提供するサービス等の利用により、地域住民の調査・研究又は学習に寄与することを目的とする。

(利用対象者)

第2条 甲を利用できる者は、次の各号に掲げる者で、第4条に定める紹介状を有する者とする。

- (1) 草加市内に居住、又は通勤する18歳以上の社会人で、乙の利用カードを有する者
- (2) 乙が広域貸出として指定する次の地域に居住する18歳以上の社会人で、乙の利用カードを有する者
 - イ 川口市、蕨市、戸田市（県南四市図書館資料広域利用の地域）
 - ロ 越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町（埼玉県東部地区五市一町図書館資料広域利用の地域）
 - ハ 春日部市（東部広域行政圏内の地域）
 - ニ 足立区（隣接区）

(利用できるサービス)

第3条 甲が行うサービスは、乙が所蔵していない資料で、甲が所蔵している資料の館内閲覧（AV資料、マイクロ資料の利用を含む。）及び複写（AV資料を除く。）とする。

(紹介状)

第4条 甲の利用を希望する者は、乙に紹介状交付願を提出し、乙から紹介状の交付を受けなければならない。甲への入館に際しては、甲に紹介状を提出し、乙の利用カードを提示しなければならない。

(利用期間)

第5条 甲の利用期間については、甲の開館日とする。ただし、甲が指定する期間を除く。

(利用の制限)

第6条 甲に所属する利用者の利用が著しく妨げられると判断した場合には、利用を制限することができる。

(利用の停止又は禁止)

第7条 甲の利用規程等に違反した者には、利用を停止又は禁止することができる。

(図書資料の弁償等)

第8条 資料等の利用にあたって汚損・破損・紛失が生じた場合の弁償等については、原則として利用者本人の負担とする。

(実施に必要な細則)

第9条 この要領に定めるもののほか、実施に関し必要とする事項は、甲乙隨時協議の上別に定める。

(改正)

第10条 この要領は甲乙で協議し、改正することができる。

附 則

この要領は、2005年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、2013年6月1日から施行する。

以上